

総務委員会会議録

令和2年12月16日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:46

【 案 件 】

1. 議案第133号 専決処分の承認(令和2年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号))
2. 議案第103号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算(第10号)
3. 議案第118号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第131号 飯塚地区消防組規約の変更
5. 議案第134号 専決処分の承認(飯塚市特別職の職員等の期末手当の支給の特例に関する条例)
6. 議案第135号 専決処分の承認(飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

【 報告事項 】

1. 令和2年度飯塚市職員採用試験実施状況について (人事課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第133号 専決処分の承認(令和2年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第133号 専決処分の承認」についてご説明いたします。

「専決第32号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるところでございます。

「令和2年9月28日専決」と記載された「令和2年度 補正予算資料」の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますように、令和2年9月の台風9号・10号にかかる災害復旧に要する経費につきまして、既定の予算総額に4953万9千円を追加して900億689万2千円とする補正予算を、令和2年9月28日に専決いたしております。

4ページの「補正予算概要書」をお願いいたします。まず、歳入でございますが、繰入金
の財政調整基金繰入金では、財源調整といたしまして4953万9千円を追加いたしております。

次に、歳出でございますが、災害復旧費では、費目ごとに被災箇所数と主な被災箇所等を記載いたしております。

道路橋りょう災害復旧費では、32カ所の災害復旧にかかる経費といたしまして、683万円を追加いたしております。以下、同様に、住宅施設災害復旧費では、12カ所、2200万円を、その他公共及び公用施設災害復旧費では、8カ所、613万5千円を、公立学校施設災害復旧費では、2カ所、170万円を、保健体育施設災害復旧費では、6カ所、327万4千円を、衛生施設災害復旧費では、1カ所、960万円を計上いたしております。

今回の災害にかかる補正予算につきましては、飯塚地区で32カ所、穂波地区で5カ所、筑穂地区で4カ所、庄内地区で11カ所、颯田地区で9カ所、合計61カ所、4953万9千円を計上いたしております。

5ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第133号 専決処分の承認(令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第9号))」については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第10号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第103号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第10号)」について、ご説明いたします。

「令和2年度補正予算資料」の3ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、一般会計で11億5368万6千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を911億6057万8千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと、新型コロナウイルス感染症対策を含む今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

4ページの「補正予算概要書」をお願いいたします。まず、歳入でございますが、市税につきましては、新型コロナウイルス感染症にかかる徴収猶予も含めまして、2億7389万3千円を減額するものでございます。

地方譲与税から地方特例交付金では、地方消費税交付金につきましては、消費活動の低迷を考慮し4億9千万円を減額するものでございます。

国庫支出金、5ページの県支出金、6ページの市債につきましては、歳出予算に計上しております対象事業に係る財源を補正するものでございます。

6ページをお願いいたします。寄附金では、ふるさと応援寄附金につきましては、現在の寄附状況を考慮いたしまして、11億2千万円を追加するものでございます。

繰入金では、今回の補正による財源調整として財政調整基金繰入金を3825万3千円減額するものでございます。

ふるさと応援基金繰入金につきましては、ふるさと応援寄附金の増額に伴う返品品代等の事務経費分と基金活用残余分を繰り入れるため、合計10億1901万4千円を追加し、次の黒丸の住宅新築資金等貸付特別会計繰入金につきましては、当該特別会計の廃止に伴い剰余金を一般会計で受け入れるため、基金残額分と決算剰余見込額の合計6億9119万4千円を計上するものです。

7ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、主に新規事業や増額が大きいものについてご説明いたします。

総務費、財産管理費、基金管理運営事業費の減債基金管理費では、住宅新築資金等貸付特別会計の廃止に伴い受け入れる繰入金のうち、基金分を減債基金に積み立てるため、減債基金積立金6億8184万5千円を計上するものでございます。

企画費、国際化推進事業費の姉妹都市交流事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響でサニーバール市からの学生や大人の受け入れを中止しましたので、44万2千円を減額するものでございます。

今回の補正予算では、そのほかのイベント等につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で中止や延期をしておりますので、減額の補正をいたしております。

地域振興費、ふるさと応援寄附事業費のふるさと応援寄附事業費では、ふるさと応援寄附金の増額に伴う返品等の経費として、6億7263万1千円を追加し、次の黒丸のふるさと応援基金管理費では、増額したふるさと応援寄附金を基金に積み立てるため、ふるさと応援基金積立金11億2千万円を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。諸費、新型コロナウイルス感染症対策事業費の自治会活動感染対策補助事業費では、自治会活動が停滞しないよう感染症対策用物品の購入費に対する自治会活動感染対策補助金474万2千円を計上するものでございます。

特別定額給付金給付費、新型コロナウイルス感染症対策事業費の特別定額給付金給付事業費では、執行額の確定に伴い5830万3千円を減額するものでございます。

今回の補正予算では、そのほかの新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましても、執行額の確定または見込額により補正いたしております。

9ページをお願いいたします。民生費、社会福祉総務費、社会福祉施設管理運営費の穂波福祉総合センター管理費、庄内保健福祉総合センター管理費では、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用料の補てん等のため、指定管理委託料をそれぞれ942万5千円、225万円を計上するものでございます。

今回の補正予算では、そのほかの指定管理委託料につきましても、同様の理由により補正いたしております。

障がい者福祉費、障がい者福祉事業費の障がい児通所支援事業費、障がい者自立支援事業費の障がい者自立支援給付費では、国及び県支出金の返還金も含まれますが、給付費が増加傾向にあるため増額いたしております。

10ページをお願いいたします。扶助費、生活保護扶助事業費の生活保護扶助費につきましては、微減傾向が続いており3億465万5千円を減額するものでございます。

11ページをお願いいたします。衛生費、予防費、予防接種事業費の予防接種費では、骨髄移植等により免疫が消失、低下した20歳未満の方が、予防接種を再接種する際に県補助を活用して助成するもので、あわせて県補助の対象とならない化学療法等により予防接種を再接種する必要がある方については、市独自で助成するため、骨髄移植後等予防接種再接種費助成金30万円を計上するものでございます。

予防費、新型コロナウイルス感染症対策事業費の地域外来・検査センター運営費補助金交付事業費では、地域外来・検査センターの運営費のうち、県補助の対象外となる経費について、飯塚市、嘉麻市、桂川町で補助するため、地域外来・検査センター運営費補助金253万2千円を計上するものでございます。

農林水産業費、農業振興費、新型コロナウイルス感染症対策事業費のスマート農業推進強化事業費では、作業員間の接触機会の低減に資する農業機械の導入に対し補助するため、スマート農業推進強化事業費補助金502万5千円を計上し、畜産業費、畜産業振興事業費の地域畜産農政振興対策事業費では、畜産振興総合対策事業費補助金1222万6千円を追加するものでございます。いずれも福岡県の新型コロナウイルス感染症対策として実施するもので、全額、県が補助することとなっております。

12ページをお願いいたします。商工費、商工業振興費、新型コロナウイルス感染症対策事業費の事業継続相談事業費では、事業者の相談窓口を設置のうえ相談員を配置し、相談内容に応じて助言を行う各種専門家を派遣することで、事業継続を支援する経費450万円を計上するものでございます。2つ下の黒丸のIT導入等応援補助事業費では、見込みよりも多くの方が活用されておりますので、1645万円を追加するものでございます。

13ページをお願いいたします。観光費、観光振興事業費の観光集客推進事業費では、県の宿泊税交付金を活用いたしまして、サンビレッジ茜の各種整備にかかる経費314万1千円を計上するものでございます。

これ以降の土木費、消防費、教育費、公債費につきましては、主に新型コロナウイルス感染症の影響による補正及び執行残の補正をするものでございます。

16ページをお願いいたします。繰越明許費の補正につきましては、年度内完了が見込めない3件について追加し、契約額確定に伴う翌年度繰越額の変更を1件設定するものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、債務が後年度にまたがるため5件について追加し、期間の変更を1件、契約額確定に伴う限度額の変更を2件、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止したことによる廃止を1件設定するものでございます。

26ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

短く3点ほどお尋ねします。ページ数でいきますと7ページ、この中の財産管理費、この中で、住宅新築資金等貸付特別会計を廃止しますよね。この廃止の主な理由を教えてください。

○財政課長

当該特別会計につきましては、以前、貸付を行ってございました住宅新築資金等の債務、債権の管理を行ってありますが、起債をして債務が発生しておりますけれども、その債務が、全て償還が完了いたしましたので、本特別会計を廃止するものでございます。

○小幡委員

最後の償還が終わったわけですね。年度のたびに、債務が残った状態だったので、その処理がどのようになったかなと思いましたので、ちょっとお尋ねしました。

次に、同じページの企画費ですね。企画費の中に、ふるさと応援寄附事業のほうですかね。ここに事務代行手数料という数字があります。この事務代行手数料の主な内訳というか、どういった手数料を払っているのか、わかりましたら教えていただきたいんですけど。

○地域振興課長補佐

ふるさと応援寄附事業費の事務代行手数料は、飯塚市のふるさと納税事務を代行している事業者へ支払うものと、ふるさと納税の申し込みを受け付けするためのインターネットのポータルサイト事業者へ支払うものがあります。

○小幡委員

このふるさと事業、随契でずっとそこが事務代行をやっているんですか。

○地域振興課長補佐

令和2年6月1日より令和3年3月31日まで、プロポーザルを実施しまして、シフトプラス株式会社のほうに委託しております。

○小幡委員

最後ですね、11ページ。続けて簡単な質問なんですけど、ごみ袋の中が、確か記憶で申しわけないけど440円ぐらいで販売されていますね。今回、エコバッグとかごみ袋の中とかを市民に配付しましたが、ごみ袋の中が1ロールかな、1巻120円とか140円とか、原価を言われていたんですけども、440円の設定には、もちろん販売手数料とかごみ袋の原価とか、焼却費とかが必要だとは認識しておりますけども、440円に設定している内訳がわかります。それだけわかったら教えていただきたい。

○環境対策課長補佐

ごみ袋代につきましては、収集運搬や清掃工場等に係る経費すべてを合わせまして、それを処理トン数で割りまして、その経費の3分の1をごみ袋代というふうに設定しております。

○小幡委員

その経費の3分の1が440円に相当するということですか。

○環境対策課長補佐

ちょっとうろ覚えで申しわけないですが、収集経費等のごみ処理経費ですね、この分を処理トン数で割りまして、それを1000分の1で割って、1キログラム当たりの単価が出てくると思いますけど、その経費を出しまして3分の1にあたるどころから、中の袋が30リッターだと思いますけど、30リッターにあたることから、その3分の1の経費ということで設定しております。

○小幡委員

再確認です。トンをキロに直しますね。キロにかかっている経費分をリッター数に換算して440円と、大になると七百何十円とかいうふうに、リッター数で換算しているということですね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第103号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第10号)」については、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○監査事務局長

「議案第118号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。この改正につきましては、地方自治法第200条の2の規定に基づき監査専門委員を選任した際の報酬を日額1万5千円と定めるものです。

監査専門委員は、監査機能の充実強化を図るため設置できることとなった制度で、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が他の監査委員の意見を聴いて選任し、監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査することとされており、その立場は特別職の職員で非常勤とされています。

1万5千円の報酬額の設定については、本市における専門的な知識を有する者への報酬、例えば大学教授などへの講師謝礼金や行政アドバイザーへの謝金、新産業創出支援事業補助金審査会委員のような専門的知識を有する委員等への報酬が1万5千円となっており、監査専門委員においても同等の金額を設定しております。

新旧対照表につきましては、6ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、議案第118号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第118号 飯塚市特別職の職員で非常勤

のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」については、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第131号 飯塚地区消防組規約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第131号 飯塚地区消防組規約の変更」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書55ページをお願いいたします。飯塚地区消防組合新庁舎は、令和2年11月までに建設を終え、令和3年2月に事務所を移転する予定としております。

議案書56ページに新旧対照表をつけておりますが、規約の変更内容につきましては、事務所の移転に伴い、新庁舎建設地の「飯塚市菰田52番地1」へ変更するものであります。

以上、簡単ですが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第131号 飯塚地区消防組規約の変更」については、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第134号 専決処分の承認（飯塚市特別職の職員等の期末手当の支給の特例に関する条例）」及び、「議案第135号 専決処分の承認（飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」以上2件については、関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

それでは一括して補足説明をさせていただきます。

議案第134号につきましては、議案書の61ページをお願いいたします。本案につきましては、令和2年人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定動向や本市職員の給与改定状況に鑑み、特別職の職員等の12月期末手当を、市長は10%、副市長、教育長、企業管理者は5%の減額について専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めます。

以上、簡単ではございますが、議案第134号の補足説明を終わります。

続きまして、「議案第135号 飯塚市職員給与に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明を行います。

議案書の63ページをお願いいたします。本年10月に出されました人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の改定が行われましたので、これを参考にして、本市職員の給与の改定について専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めます。

本年度の人事院勧告のうち、給与に関する主な内容といたしましては、期末手当の減額でございます。期末手当について、支給月数を年間0.05月分引下げることとしております。

次に、本条例の具体的な改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。

65ページをお願いいたします。飯塚市職員の給与に関する条例第26条第2項に規定しております期末手当の支給割合につきまして、100分の130を100分の125に改定するものでございます。12月1日現在で、一般会計、特別会計及び企業会計合わせて、期末手当

の減額対象者は859人となります。また、期末手当の減額影響額といたしましては、1人当たりの平均で申しますと、約1万7654円の減となっております。

関連としまして、「飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例」及び「飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例」、「飯塚市企業管理者の給与に関する条例」において、職員の支給率を読み替えておりますので、読み替えて文言の改正を行ったものでございます。新旧対照表につきましては、65ページ、66ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第135号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

今の134号、135号に関して簡単な質問なんですけど、人事院勧告をいつも国のほうから示されますけども、絶対にそれを守らなければいけないというものではないということですよ。それをちょっと確認します。

○人事課長

人事院勧告に絶対に従わないといけないかということでございますけども、従わなくても構いませんけれども、人事委員会等を持たない飯塚市のような地方自治体におきましては、国家公務員の給与との均衡の原則に基づいて、国の人事院勧告を参考にしまして、協議を重ねて、国の給与法の改正のタイミングに合わせて行っているのが実情でございます。今回は減額の勧告でございますが、増額の勧告の場合も、同様の手順で本市職員の給与等を決定しております。

○小幡委員

過去の事例を見ますと、飯塚市はほとんど人事院勧告に従ってやっていますよね。これは良い悪いを言っているわけじゃないんだけど、今回は期末手当だけ、また戻ったときは新しく議案を提出しなければいけないよね。先ほどの説明の中で859名ほどが、平均で一万七千数百円の影響額ということで、単純に掛けますと約1500万円が減額されるということですよ。よろしいですか。

○人事課長

期末手当の0.05月分が減額となっております、減額の総額といたしましては1516万4676円となっております。

○小幡委員

そもそも人事院勧告が出る前は、この減額された額というのは、支給見込みで持っていたわけですよ、予算的に。確保していたんでしょうけれども、減額しましたと。個人の職員には確かに渡らないだろうけど、このお金は一般財源に繰り入れるような形を取られるんですか。減額されたお金の行き先だけ、教えてください。

○財政課長

今回、期末手当の減の分については、補正予算としては計上できておりませんが、結果、執行残として残るようになる見込みでございます。最終的には財政調整基金の繰入金額が減るというような調整になるかと思われま。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第134号 専決処分の承認（飯塚市特別職の職員等の期末手当の支給の特例に関する条例）」及び、「議案第135号 専決処分の承

認（飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」以上2件については、いずれも承認することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

守光委員から「防災無線について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。守光委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。守光委員に発言を許します。

○守光委員

今回ですね、皆さんもよくお聞きするかもわかりませんが、市民の方からよく災害時、また大雨が降ったときに、無線が聞きづらいということをよく耳にしましたので、今回その点の課題等も含めてですね、何点かお聞きし、また提案できることがあれば、提案をさせていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「防災無線について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「防災無線について」を議題といたします。守光委員に質疑を許します。

○守光委員

今回、先ほども言いましたけども、防災無線に関しまして何点か質疑をさせていただきたいと思っております。防災無線につきましては、災害時等も含めて、市民の皆さんへの情報提供に、現在、使用されていると思っております。そこで業務防災行政無線の現状は、どのようになっているのか。また、防災行政無線に対する市民等から苦情等がありましたら、把握されていることがありましたら、お答えください。

○防災安全課長

本市の防災行政無線につきましては、現在、市内全域の343カ所に設置しているところであります。平常時または災害時に市民の皆様への情報提供に使用していますが、市民等からの苦情につきましては、平常時の放送を行った際にも「聞こえない」という苦情や、反対に「音が大きくてうるさい」という苦情をいただいております。大雨のときには、強い雨のため「放送している内容がわからない」、または「聞こえない」といった苦情や問い合わせがあっているのが現状でございます。

○守光委員

今言われました苦情等ですね、それに対して、現在、市が行っている対策はどのようなものがあるか、お知らせください。

○防災安全課長

防災行政無線が聞こえにくいといった苦情が寄せられました場合には、現地へ出向き、各自治会と協議をしながら調査を行いまして、音量の変更、子局スピーカーの方向修正などを行い、改善を図っております。また、放送の文章を簡潔にわかりやすく表現したり、放送内容を市のホームページに掲載するとともに、電話でも放送内容の確認ができる対応を行っております。災害時には、これに加えまして緊急エリアメール、福岡県が導入している防災メールまもるくん、そしてSNSを活用して、複数の方法にて避難に関する情報などを提供しているところでございます。

○守光委員

高齢者の方や障がい者の方、また一般の方にも、特に大雨のときなどに防災行政無線が聞き取れない等の話を、先ほども言いましたけども、よくお聞きしております。地域によっては聞こえにくい場所も多々あると思うんですけれども、そこでちょっとご提案ですけれども、全世

帯に戸別受信機を配備し、誰もが行政からの情報が確実に聞き取れるようにしてはどうかと、私は考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○防災安全課長

本市の戸別受信機1台を配備するには約5万円の費用がかかっております。本市の令和2年10月末現在の世帯数が6万2732世帯ございますことから、設置費用の総額は約31億3660万円となり、かなり高額となるため慎重に検討する必要があると考えております。

○守光委員

31億円かかるということで、かなりの金額がかかると思うんですけども、全世帯にすればですね。そこで、もし全世帯が無理、現状31億かかるということで無理であれば、例えば単身の高齢者の方とか、また障がいのある方とか、そういった方たちから、特定世帯ですよ、そういった方たちに対して配備するということはできないのか、お答えください。

○防災安全課長

本市の単身の高齢者世帯は約1万4200世帯あり、高齢者のみの世帯は約7600世帯、合計で2万1800世帯あります。これらの世帯に全て設置することになりますと約10億9千万円の設置費用がかかることとなります。また、単身の障がい者世帯は約3300世帯ありますので、約1億6500万円かかる計算となります。特定世帯への設置費用につきましては、合計で12億5500万円の費用がかかる計算となりますので、先ほどの答弁と重なりませんが、高額な負担となりますことから、慎重に検討する必要があると考えております。

○守光委員

かなり金額が減ったと思うんですけども、先ほどから言っています戸別の受信機を各世帯に無償で貸し出している自治体等があれば、お知らせください。

○防災安全課長

防災行政無線の戸別受信機を無償貸し出ししている自治体でいきますと、県内では筑前町が平成28年に防災行政無線を整備し、屋外拡声子局とあわせて、公共施設や公民館、各世帯に戸別受信機を1台貸与しております。また、大分県日田市でも防災ラジオという戸別受信機を市内各世帯に1台ずつ貸与している状況であります。

○守光委員

最後にさせていただきますけれども、最後は要望として言わせていただきますけれども、飯塚市は特に大雨が多い地域でありまして、過去にも何回も水害で床上浸水とかですね、かなりされているところもあります。そういったときに雨が降れば、先ほど言いましたけども無線が聞き取りづらいとか、そういう部分もありますし、川が氾濫したりとかですね、そういう情報とか、氾濫するような情報とかですね、そういうのはいち早くしないと人命にかかわってくるものでありますので、先ほどからご提案しておりますが、戸別の受信機であります。金額等は相当かかると思いますが、例えば何カ年計画、例えば5カ年計画とかですね、そういう計画にさせていただいて、一気に配備するのではなくて、5年ぐらいかけて少しずつ配備していただいて、理想は全世帯ですけども、まずは特定のそういった高齢者、また単身の高齢者、また障がい者の方にですね、全て配備されて、災害が起こることはあつてはいけないことなんですけども、あつたときに、いち早く情報が知れて、避難ができるような体制をですね、この飯塚市としてもしていただくことを要望して、質疑を終わらせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、1件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「令和2年度飯塚市職員採用試験実施状況について」報告を求めます。

○人事課長

「令和2年度飯塚市職員採用試験の実施状況について」ご報告いたします。

資料をご覧ください。令和2年度飯塚市職員採用試験につきまして、10の試験区分の全体で37名の採用予定者数に対しまして、全体で418名の申込みがございました。

第1次試験を9月20日、日曜日に実施し、第1次試験合格者161名、その後、第2次試験を10月24日、土曜日、25日、日曜日に実施し、第2次試験合格者77名、最終の第3次試験を11月21日、土曜日、22日、日曜日に実施した結果、37名を最終合格者いたしました。

このうち、⑤の土木(上級)枠におきまして、採用予定者数を2名程度としておりましたが、合格基準を満たす1名しか最終合格者を確保できなかったことから、不足する1名を、⑥の土木(民間企業等職務経験者)から補充しまして土木全体としての合格者を確保しております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。